○国土交通省告示第九百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年六月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020232	突入防止装置　平成自動車　82－ＰＥ１	なし	有限会社平成自動車　大阪府大阪市此花区北港２丁目４番80号

○国土交通省告示第九百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年六月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2538	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－４Ｊ103ＤＢＡ	三菱　ＤＢＡ－ＧＡ４Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第九百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－545	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　ＫＤＮ－４ＣＧ１Ｔ－ＺＸ	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：9.8kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

○国土交通省告示第九百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年六月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2539	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ21－ＩＤＣ－６ＷＧ１ＴＣＲ５	いすゞ　ＱＤＧ－ＣＹＭ52＊＊、いすゞ　ＱＤＧ－ＣＹＺ52＊＊、いすゞ　ＱＤＧ－ＣＶＲ52＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第九百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年六月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2544	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＬ13Ｂ20	ホンダ　ＤＢＡ－ＧＫ３、ホンダ　ＤＢＡ－ＧＫ４	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第九百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年六月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2540	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＡＡ－ＶＱ35－ＨＭ34－７Ｖ37Ａ	ニッサン　ＤＡＡ－＊Ｈ＊Ｖ37	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第九百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年六月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－13－ＨＲＥＳＣ－000019	乗用車の制動装置　トヨタ　ＨＥ16Ｊ（ｂ）	トヨタ　ＮＫＥ165－ＡＥＸＥＢ、トヨタ　ＮＫＥ165－ＡＥＸＮＢ、トヨタ　ＮＫＥ165Ｇ－ＡＥＸＥＢ、トヨタ　ＮＫＥ165Ｇ－ＡＷＸＮＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年七月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2543	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－ＮＫＥ165、トヨタ　ＤＡＡ－ＮＫＥ165Ｇ－ＮＺＦＸＥ３	トヨタ　ＤＡＡ－ＮＫＥ165Ｇ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地